

前期分授業料特別免除申請のしおり

在學生用

鳴門教育大学
学生課 学生係

I. 対象者

教育公務員特例法第26条の規定による大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して修学する者

II. 申請手続

- (1) 提出方法 学生課学生係に本人が持参してください。
- (2) 提出期限 **令和2年3月23日（月）17:15まで
期限を過ぎでの提出は一切受理できません。**
- (3) 受付時間 平日 8:30～17:15
- (4) 結果通知 学生掲示板にて周知（5月下旬予定）し、学生課学生係窓口にて選考結果通知書を交付します。
- (5) 注意事項 授業料特別免除申請者は、**結果が判明するまでは授業料を納付しないでください。**
納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので注意してください。
※授業料特別免除申請者に対しては、授業料口座振替申込書を提出している場合でも、4月の引落は行いません。
- (6) その他 申請書類に関して分からないことがあれば、学生課学生係
（TEL 088-687-6119・E-mail kousei@naruto-u.ac.jp）にお問い合わせください。

III. 提出書類及び注意事項

- (1) 授業料特別免除申請書
- (2) 当該申請者の任命権者等が大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用して本学で修学することを許可する書類
（具体的には、教育委員会が発行した大学院修学休業制度又は教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用する旨を記載した辞令等の写し）
- (3) 適用条令の写し
- (4) 封筒（長形3号）
※表面に自分の所属・学籍番号及び氏名を記入したもの

授業料特別免除（前期分）のフローチャート

申請書類のダウンロード

<http://www.naruto-u.ac.jp/campuslife/01/002.html>

申請期限

令和2年
3月23日(月)17:15まで

**学生課学生係に提出
申請書類は本人が持参のこと**

書類に不備がないように注意してください。

※授業料免除の選考結果が判明するまでは、授業料の納付が猶予になります。
授業料免除を申請していても、選考結果通知書が交付される前に授業料を納付した場合は、授業料免除の資格を失いますので、ご注意ください。

審査結果通知
令和2年5月下旬

学生掲示板で通知
学生課学生係窓口で通知書交付

免除不許可

免除許可

半額免除

又は

全額免除

授業料全額納付

授業料半額納付

※免除申請の結果が、不許可又は半額免除になった者は、通知後速やかに授業料を納付してください。

提出書類により取得した個人情報は、授業料免除者選考の事務手続きのために利用し、その他の目的には利用されません。

授業料特別免除申請書

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

所 属

学籍番号

氏 名

下記により授業料免除を受けたいので、許可くださるよう

関係書類を添え、申請します。

記

1. 令和2年度 (前期分) ・ 後期分)
2. 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと。)

(注) 氏名は、必ず本人が自署すること
備考 規格は、A4とする。

大学院修学休業制度を利用することを 証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

大学院修学休業制度を利用することを証明する書類は、
令和 年 月 日に発行されますので、発行され次第至急
提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用 することを証明する書類の提出に係る誓約書

令和 年 月 日

学生課学生係長 殿

所 属

氏 名

教員採用候補者名簿登載期間延長制度を利用することを証明
する書類は、令和 年 月 日に発行されますので、発行
され次第至急提出いたします。

※発行予定日を確認し記入の上、提出してください。